

令和4年度事業報告書

本法人は、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施してきた。

当協会が信用保証業務を行っている独立行政法人福祉医療機構の年金担保貸付事業の廃止を含めた「年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日付で公布され、令和4年3月末で新規貸付の申込受付が終了することが決定された。

当協会では、「年金担保貸付事業の終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書に基づき事業の運営にあたっている。

信用保証事業は、(独)福祉医療機構と協議のうえ、令和8年(2026年)4月末までに保証業務を終了させ、住宅団信事業は、厚労省、(独)福祉医療機構と連携して、令和8年を目途に他の団体に事業を譲渡する方向で進めている。

なお、年金担保貸付終了後においても信用保証業務の終了までの期間に対応できる資金を保証履行引当資産、事業廃止円滑化対応積立資金等で確保しており、現在では、取り崩しをしているところである。

本年度に実施した各事業の実施状況及び管理的事項は、次のとおりである。

I 事業実施状況

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、次のとおり実施した。

① 新規利用件数・保証引受額

令和4年度の信用保証制度の年間利用状況は、新規利用件数は、4,114件、同保証引受額は、21億円であった。

また、令和4年度末の保証引受残高は、62,907件、135億712万円(前年度108,902件、322億9,857万円)であった。

表1：新規保証利用件数と保証引受額の年度推移

区 分	平成30年度	2019年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規利用件数	74,332件	62,802件	43,756件	45,972件	4,114件
保証引受額	386億円	323億円	224億円	237億円	21億円
対前年度比(額)	98.0%	83.7%	69.3%	105.8%	8.9%

② 保証料及び保証料収入

令和4年の保証引受分は、令和3年度受付分のため、保証料は、令和3年度の月当たり保証金額1万円について、23円が適用になった。

令和4年度の保証料収入は、6億2,467万円（前年度8億6,989万円）であった。

表2：保証料の推移

(注) 保証料は、対万円/月

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保証料	15.20 円	16.90 円	18.40 円	21 円	23 円	23 円
年率換算	1.82%	2.03%	2.21%	2.52%	2.76%	2.76%

③ 保証履行及び求償債権の管理状況

令和4年度の保証履行は、2,423件、6億2百4万円を行った。(保証履行状況の推移は、表3参照。)

令和4年度末の求償債権の残高は、254件、94,719千円（前年度末255件、103,091千円）であった。

令和4年度の求償債権の増減の状況は表4、債権償却の状況は表5のとおりである。

表3：保証履行状況の推移

年 度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数 (前年度比)	4,260 件 (91.0%)	3,659 件 (85.9%)	3,319 件 (90.7%)	2,824 件 (85.1%)	2,439 件 (86.4%)
金 額 (前年度比)	1,147 百万円 (85.5%)	984 百万円 (85.8%)	880 百万円 (89.4%)	726 百万円 (82.5%)	602 百万円 (82.9%)
単 価 (前年度比)	269 千円 (93.7%)	269 千円 (100%)	265 千円 (98.5%)	257 円 (97.0%)	247 千円 (96.1%)

表4：令和4年度求償債権の増減状況

	令和3年度末 残高	増加分	減額分		令和4年度末 残高
			回収分	債権償却分	
件 数	255 件	39 件	4 件	36 件	254 件
金 額	103,091 千円	9,768 千円	2,868 千円	15,272 千円	94,719 千円

※回収分の内訳：全額一括返済分2件、80千円。分割返済分2件、2,788千円。

計2,868千円（前年度3,841千円）

表5：債権償却の状況（債権管理規程第22条第3項による報告）

	件数	金額（円）	備考
死亡	4	2,826,876	
破産	2	602,126	民法上の破産適用
生活困窮	6	1,771,667	生活保護受給者等
行方不明	0	0	1年以上の所在不明
時効	24	10,071,357	民法上の時効（10年）
合計	36	15,272,026	

（2）団体信用生命保険の契約解除について

協会は、保証依頼者死亡による保証履行の危険負担を分散するために連帯保証委託約款により保証依頼者に団体信用生命保険への加入を条件としていたが、平成31年4月の信用保証申込者より、連帯保証委託約款を改正し、団体信用生命保険への新規加入を停止した。令和3年12月末時点で加入者が50人を下回ったため、「団体信用生命保険契約協定書」により、保険契約の継続が不可能となり、該当借入者については、令和4年1月以降に死亡（高度障害を含む。）された場合、団信保険の請求ができなくなった。

（3）保証履行に関する取扱いについて

（独）福祉医療機構が年金支給庁から提供を受けている年金支給状況（年金支給停止情報）に関する取扱いを変更したことに伴い、協会においても、保証履行に関する手続きの変更等並びに保証履行請求期間の短縮化を令和2年度から実施し、事故から保証履行実行までの期間を短縮した。

（4）求償債権の回収業務

死亡以外の理由で当協会が求償権を取得した債権の回収業務については、平成20年4月より一部の債権について、サービサー（債権回収会社）に委託してきたが、その費用対効果等を鑑み、令和2年度から、原則としてサービサーに委託することとした。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

（1）年金住宅融資に係る債務引受事業

令和4年度は会員からの新規の債務引受の申し込みはなかった。

賛助会員については、11会員である。（（独）福祉医療機構を含む。）

（2）年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、令和4年度においては、特約料を据え置き、表6のとおり実施した。なお、令和4年1月～12月の保険料率については、と前年から引上げになった。（10円31銭→11円18銭）

同事業の団体信用生命保険加入件数は、令和5年3月末162件（前年度201件）と前年度より39件の減少となった。事業の実施状況の推移は、表7のとおりである。

なお、この事業については、検討委員会報告書に基づき、厚労省、（独）福祉医療機構と連携して早期に他の団体に移管するために、関係者間協議を実施しているところである。

表6：特約料

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	令和3年度	6.49 円	8.42 円	10.31 円

※平成25年度に特約料を改定後、据え置きを実施している。

表7：利用状況の推移

年 度	平成30年度	2019年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
加入件数(年度末)	448 件	366 件	273 件	201 件	162 件
支払件数	4 件	5 件	1 件	5 件	2 件
支払保険金	4,982 千円	10,527 千円	406 千円	4,114 千円	6,838 千円

II 管理的事項

1 評議員会

(1) 第24回評議員会（定時評議員会）

令和4年6月22日

第1号議案 染川幸夫評議員辞任に伴う後任評議員の選任について

第2号議案 村上秀理事辞任に伴う後任理事の選任について

報告事項1 令和3年度事業報告について（事業報告書）

報告事項2 令和3年度決算について（決算書）

報告事項3 常勤理事の特別手当の額について

報告事項4 事務所の移転について

(2) 第25回評議員会

令和5年3月10日

議 案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正について

報告事項1 令和5年度事業計画について（事業計画書）

報告事項2 令和5年度予算について（収支予算書）

報告事項3 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類につ

- いて
- 報告事項 4 特定費用準備資金の活動実施予定時期の変更について
報告事項 5 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

2 理事会

(1) 第 33 回理事会

令和 4 年 6 月 6 日

- 第 1 号議案 令和 3 年度事業報告について (事業報告書)
第 2 号議案 令和 3 年度決算について (決算書)
第 3 号議案 常勤理事の特別手当の額について
第 4 号議案 第 24 回評議員会 (定時評議員会) について
報告事項 事務所の移転について

(2) 第 34 回理事会

令和 4 年 10 月 5 日

- 報告事項 1 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について
報告事項 2 事務所の移転について

(3) 第 35 回理事会

令和 5 年 2 月 27 日

- 第 1 号議案 令和 5 年度事業計画について (事業計画書)
第 2 号議案 令和 5 年度予算について (収支予算書)
第 3 号議案 令和 5 年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について
第 4 号議案 特定費用準備資金の活動実施予定時期の変更について
第 5 号議案 第 25 回評議員会の招集について
報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

3 厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構との打ち合わせ

当協会の今後の事業に関する課題等を議論するため、協会、厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構の三者で打ち合わせ会議を実施した。

(打ち合わせ会実施状況)

○令和 4 年 7 月 11 日

- ・協会の令和 3 年度事業報告及び決算について
- ・事務所の移転について

4 住宅団信事業の移管に係る関係者間協議について

年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業については他の団体への移管のため、厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構、移管予定先団体等を含めた関係者間協議を令和 3 年度は、3 回実施した。令和 4 年度は、「住宅団信については、解決すべき課題が多岐にわたり、当会議の関係者以外にも確認・調整が必要となる難し

いものもあり、関係者合意を得るため、個別に調整を進めている。」との厚生労働省年金局の意向により、関係者間協議は、実施しなかった。

5 常勤役員の給与の削減措置の実施

・協会の財政状況に資するため、2019年4月から、当分の間、常勤役職員の基本給月額を段階的に減額しており、令和4年度においては、常勤役員の基本給を平成30年度の基本給の40%減とした。

6 事務所の移転

・当協会が賃借していたNTKビルのオーナーであるNTKインターナショナル(株)から、経営不振により、同ビルを不動産会社に売却したため、当協会と契約更新しない旨の通知があった。そのため、当協会は、令和4年10月17日に事務所を港区新橋2-10-5新橋原ビルに移転した。

7. 定款の改正

・定款を改正し、令和4事業年度から会計監査人を置かないこととした。(令和4年6月22日開催の定時評議員会終了後から施行)

事業報告に係る附属明細書

〔 令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで 〕

記載項目なし

[参考]

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第34条 法第123条第2項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第76条第3項第3号及び第90条第4項第5号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。